

ヲ受クル機構モ存在スルニ由リ此等ノ先例  
ヲ參酌シ本案ヲ立テタル次第ナリ  
二十二番 (右塚) 技術院總裁ハ如何ニシテ特許  
局長官ヲ指揮監督セントスル方針ナルカ  
委員 (井上) 技術院總裁ハ内閣總理大臣ノ輔佐  
機關タルコト勿論ナレバ内閣總理大臣ノ趣  
意ヲ尊重シ之ニ應ジテ特許局長官ヲ指揮監  
督スルコトト爲ルベシ  
議長 (原) 他ニ御發言ナキ故第二讀會以下ヲ省  
略シテ直ニ採決スベシ本案賛成ノ各位ノ起

立ヲ請フ

(全員起立)

議長 (原) 全會一致可決セラレタリ

○

議長 (原) 次ニ

陸軍省官制中改正ノ件

海軍省官制中改正ノ件

陸軍法務官及海軍法務官任用令廢止等ノ

件

以上三件ヲ一括シテ議題ニ供ス第一讀會ヲ  
開キ朗讀ヲ省略シテ直ニ審査委員長ノ報告  
ヲ求ム

報告員(有馬)

今回御諮詢ノ此ノ三件ニ付本官

等審査委員ヲ命ゼラレ本月二十四日委員會  
ヲ開キ當局大臣及關係諸官ノ説明ヲ聽キテ  
之ガ查覈ヲ遂ゲタリ

今本案各件ノ要旨ヲ陳ブレバ左ノ如シ

第一 陸軍省官制中改正ノ件

(一) 兵務局ノ分課ノ變更

近時馬政特ニ獸醫關係ノ事務ノ複雑多岐  
ヲ加ヘ來レルニ鑑ミ馬政課ヲ別テ馬政  
課及獸醫課ト爲シ馬政課ノ所掌事務ニハ  
從前ノ掌理事項ノ一半ノ外ニ軍馬政ノ基  
本ニ關スル事項ヲ加ヘ獸醫課ノ所掌事務  
ニハ從前ノ馬政課ノ掌理事項ノ一半ノ外  
ニ軍用動物ノ衛生及裝蹄ニ關スル事項ヲ  
加フ

(二) 法務局其ノ他局課ノ事務ノ整理

(イ) 人事局恩賞課ニ於テ其ノ所掌事務ノ内

容ヲ明記スル爲扶助ニ關スル事項ヲ改メ  
テ軍人援護、職業補導、其ノ他厚生ニ關スル  
事項トシ恩給及賜金ニ關スル事項ニ加フ  
ルニ扶助金ニ關スル事項ヲ以テシ、(ロ)今回  
建技武官ヲ經理部ニ設クルニ伴ヒ之ガ勤  
務及教育ニ關スル事項ハ經理局主計課ノ  
所掌事務ニ含マルルニ因リ同局建築課ノ  
所掌事務ヨリ建築ニ從事スル技師以下ノ  
勤務及教育ニ關スル事項ヲ削リ、(ハ)陸軍司  
法事務官及陸軍法務官ヲ廢止スルニ伴ヒ

法務局ノ所掌事務中ニ措辭ノ整理ヲ施シ  
且法務部ノ戰時諸規則ニ關スル事項ヲ加  
フ

(三) 職員ノ變更

(イ) 陸軍省ノ事務官ハ其ノ性質及待遇ニ於  
テ本省以外ノ部隊等ニ設置セル陸軍理事  
官ト同様ナルニ鑑ミ人事ノ融通運用ニ便  
ナラシメンガ爲之ヲ理事官ニ合一スル趣  
旨ヲ以テ別案ニ依リ理事官ノ定員ヲ増加  
スルト共ニ陸軍省官制中ヨリ事務官ニ關

スル規定ヲ削除シ其ノ陸軍理事官ヘノ任  
用ニ付經過規定ヲ設ケ附表中事務官ヲ理  
事官ニ改メ(口)前述兵務局ノ分課ノ變更ノ  
結果兵務局ノ課長一人ヲ増シ但ダ當分ノ  
内他ニ本職ヲ有スル者ノ兼務トシ其ノ他  
建技部將校及法務部將校ノ新設竝ニ司法  
事務官ノ廢止ニ伴ヒ經理局ノ課長及課員  
竝ニ法務局ノ局長及局員ノ官名ヲ補充又  
ハ變更シ其ノ他所要ノ改正ヲ爲ス

第二 海軍省官制中改正ノ件

(一) 兵備局ノ分課ノ變更

近時海軍ニ於ケル勞務關係ノ事務及國家  
總動員法ニ依ル徵用關係ノ事務ノ激増ト  
複雑化トニ伴ヒ之ガ統轄處理ニ任ゼシム  
ル爲兵備局ニ第四課ヲ新設シ同局第二課  
ノ所掌事務中勞力ノ需給調整ニ關スル事  
項國家總動員法ニ依ル徵用ニ關スル事項  
及其ノ他勞務一般ニ關スル事項ヲ削リ之  
ヲ同局第四課ノ所掌事務トス  
(二) 醫務局ノ分課ノ新設

海軍各部ノ人員激增ノ結果醫務衛生關係ノ事務ハ一層複雑多岐ト爲レルニ伴ヒ醫務局ヲ二課ニ分チ從前ノ醫務局ノ掌理事項ニ少許ノ改正ヲ加ヘ其ノ一半ヲ第一課ノ所掌事務トシ他ノ一半ヲ第二課ノ所掌事務ト定メ之ニ伴ヒ關係規定ニ整理ヲ施ス

(三) 法務局ノ事務ノ整理

今回海軍司法事務官及海軍法務官ヲ夫々廢止シ海軍法務科士官ヲ新設スルニ伴ヒ

法務局ノ掌理事項中ニ整理ヲ加ヘ且軍事司法ノ教育ニ關スル事項ヲ加フ

(四) 職員ノ變更

(イ) 海軍事務官モ前述陸軍事務官ヲ廢止スルト同様ノ理由ニ依リ之ヲ廢止シ海軍理事官ニ合一スル爲別案ヲ以テ海軍理事官ヲ増員スルト共ニ海軍省官制中ヨリ事務官ニ關スル規定ヲ削除シ其ノ海軍理事官ヘノ任用ニ付經過規定ヲ設ケ列表中事務官ヲ理事官ニ改メ(ロ)法務科士官ノ新設及

司法事務官ノ廢止ニ伴ヒ法務局ノ局長及  
局員ノ官名ニ變更ヲ加フルト共ニ前述兵  
備局及醫務局ノ分課ニ關スル改正及局務  
ノ増加ニ伴ヒ軍務兵備人事軍需醫務經理  
各局ノ課長又ハ局員ヲ増加シ前述ノ理事  
官竝ニ屬及技手ノ増員ト併セ通計本省全  
職員ニ於テ三十九人ヲ増加シ其ノ他所要  
ノ改正ヲ爲ス

第三 陸軍法務官及海軍法務官任用令廢止  
等ノ件

昭和十七年法律第七十八號陸軍軍法會議  
法中改正法律及同年法律第七十九號海軍  
軍法會議法中改正法律ハ軍司法ノ本旨ニ  
鑑ミ陸軍及海軍ノ軍法會議ノ組織ニ變更  
ヲ加ヘ文官タル陸軍法務官又ハ海軍法務  
官ヲ廢シ之ニ代フルニ法務官ヲ置クコト  
トシ別案ノ陸軍武官官等表及海軍武官官  
階中ノ改正ニ依リ新設スベキ陸軍ノ法務  
部將校又ハ海軍ノ法務科士官ヲ以テ之ニ  
充ツルコトヲ定メタリ乃チ本件ハ右法律

ノ施行ニ伴ヒ關係勅令ヲ改廢シ兼ネテ之  
ヲ整備セントスルモノニシテ其ノ主旨ト  
スル所ハ(一)陸軍法務官及海軍法務官任用  
令陸軍司法事務官及海軍司法事務官特別  
任用令竝ニ陸軍法務官及海軍法務官懲戒  
令ハ孰レモ之ヲ廢止シ(二)文官任用令中奏  
任文官ノ任用資格ニ關スル規定竝ニ陸海  
軍監獄官特別任用令中陸海軍ノ監獄長及  
監獄看守長ノ任用資格ニ關スル規定ニ夫  
々必要ナル改正ヲ加ヘ(三)本案勅令ノ施行

前陸軍法務官又ハ海軍法務官ノ職ニ在リ  
タル者ハ右ニ勅令ノ改正規定ニ拘ラズ仍  
從前ノ例ニ依リ之ヲ任用スルコトヲ得ル  
モノト爲サントスルニ在リ

按ズルニ本案ノ三件中第一及第二ノ件ハ陸  
軍省及海軍省ニ於テ現下ノ事態ニ基キ著シ  
ク繁劇ヲ加ヘタル軍政事務ノ處理ニ遺憾ナ  
カラシモンガ爲其ノ部局ノ構成及所掌ヲ適  
宜變更シ之ニ伴ヒテ職員ノ配置ヲ改正シ兼  
ネテ關係法令ノ改廢ニ伴ヒ職員ノ官名ヲ整

理シ其ノ他條項ヲ整備セントスルモノ、第三  
ノ件ハ軍法會議法ノ改正ニ伴ヒ廢止セラル  
ベキ官ニ關係アル各種勅令ヲ改廢センコト  
ヲ主眼トスルモノニシテ孰レモ別段支障ノ  
廉ヲ認メズ仍テ審査委員會ニ於テハ本案ノ  
三件ハ此ノ儘可決セラレ然ルベキモノト全  
會一致ヲ以テ議決シタリ

右審査ノ結果ヲ報告ス

議長(原) 別ニ御發言ナキ故第二讀會以下ヲ省  
略シテ直ニ採決スベシ本案賛成ノ各位ノ起

立ヲ請フ

(全員起立)

議長(原) 全會一致可決セラレタリ

○

議長(原) 次ニ

大藏省官制中改正ノ件

貿易局官制中改正ノ件

專賣局官制中改正ノ件

燃料局官制中改正ノ件



以上四件ヲ一括シテ議題ニ供ス第一讀會ヲ  
開キ朗讀ヲ省略シテ直ニ審査報告ヲ爲サシ  
ム

報告員(坂) 謹デ此ノ四件ヲ審査スルニ此等

ノ案件ハ概テ客年十二月閣議ノ決定ヲ經タ  
ル大藏商工兩省間ノ事務調整方法ノ實施ニ  
關スルモノニシテ其ノ要旨ヲ逐次説明スレ  
バ左ノ如シ

第一 大藏省官制中改正ノ件

現行官制ノ規定ニ依レバ外國爲替ニ關ス

ル事務ハ大藏大臣ノ管理ニ屬シ同省爲替  
局ニ於テ之ヲ掌理シ來レルガ其ノ内貨物  
ノ輸出入爲替ノ處分取得其ノ他貨物ノ輸  
出入取締ニ關スル事務ハ貨物ノ輸出入ニ  
關スル統制助長等外國貿易ニ關スル事務  
ト密接ナル關係ヲ有スルヲ以テ現下ノ情  
勢ニ於テハ貿易行政當局ニ於テ之ヲ管掌  
スルヲ適當ト認ムルニ由リ右ノ事務ノ内  
外國爲替銀行ニ對スル一般監督ト不可分  
ノ關係ニ在ル外國爲替銀行ノ爲ス輸出入

爲替等ノ處分取得ニ關スル事務ハ之ヲ除  
キ爾餘ノ事務ヲ大藏省ヨリ貿易局ニ移管  
スルコトト爲サントス仍テ本件ヲ以テ大  
藏省官制中ニ改正ヲ加ヘ爲替局ノ所掌事  
務中ヨリ貨物ノ輸出爲替ノ處分貨物ノ輸  
入爲替及輸入信用狀ノ取得(外國爲替銀行  
ノ爲ス處分及取得ヲ除ク)ニ關スルモノ並  
ニ外國爲替ヲ取組マズシテ爲ス貨物ノ輸  
出及輸入ノ取締ニ關スルモノヲ除外シ事  
務官屬及技手各若干人ヲ減員ス尤モ從前

臨時職員ヲ設置シテ從事セシメタル無届  
異動地整理ノ事務ハ今後恆久的ニ繼續シ  
テ行フコトヲ必要トスルニ由リ此ノ職員  
ヲ經常職員ニ組替フル爲ニ屬若干人ヲ増  
員シ又經費節減ノ爲事務官、銀行検査官屬  
銀行検査官補爲替管理官補及技手各若干  
人ヲ減員シ結局本件ノ改正規定ニ掲ゲタ  
ル定員ト爲レリ

第二 貿易局官制中改正ノ件

前述ノ如ク大藏大臣ノ管理ニ屬スル外國

為替ニ關スル事務ノ中外國貿易ニ關係アル部分ヲ貿易局ニ移管スルコトト為サントスルニ由リ本件ヲ以テ貿易局官制中ニ改正ヲ加ヘ同局所掌事務ニ外國為替管理ニ關スル事務ニシテ貨物ノ輸出為替ノ處分、貨物ノ輸入為替及輸入信用狀ノ取得(外國為替銀行ノ為ス處分及取得ヲ除ク)ニ關スルモノ及外國為替ヲ取組マズシテ為ス貨物ノ輸出及輸入ノ取締ニ關スルモノヲ追加シ同局内ノ部ノ分掌事項ニ改正ヲ加

ヘ部長一人ノ外書記官、事務官、為替管理官、屬、為替管理官補及技手各若干人ヲ増員又ハ新置ス尤モ經費節減ノ為事務官、屬及技手各若干人ヲ減員シタルヲ以テ彼此増減ノ結果結局本件ノ改正規定ニ掲ゲタル定員ト為レリ其ノ他貿易事務所ノ分掌事務ヲ變更シ茲ニ為替管理官及為替管理官補ノ職務ヲ定ム

### 第三 專賣局官制中改正ノ件

現下ノ時局ニ於テアルコトノ燃料トシ

テノ重要性ニ鑑ミ燃料行政當局ニ於テ之  
ガ生産及配給ヲ主宰スルヲ適當ト認ムル  
ニ由リ今回「アルコール專賣ニ關スル事務  
ヲ專賣局ヨリ燃料局ニ移管スルコトトシ  
仍テ本件ヲ以テ專賣局官制中ニ改正ヲ加  
ヘ同局ノ所掌事務中ヨリ「アルコールノ專  
賣ニ關スル事務ヲ削リ同局内ノ酒精部ヲ  
廢シテ五部ヲ四部トシ部長一人ノ外參事、  
副參事、技師、書記及技手各若干人ヲ減員シ  
參與ヲ廢止ス尚現下ノ情勢ニ顧ミ原料葉

煙草ノ生産確保、專賣事業遂行上必要ナル  
物資關係事務ノ増加、職工教育施設及醫務  
施設ノ擴充強化ノ爲副參事、書記、技手、專賣  
醫及專賣教務員各若干人ヲ增員又ハ新置  
スルノ必要アリ即チ本件ノ改正規定ニ掲  
ゲタル定員ノ増減ヲ見ルコトト爲レリ

第四 燃料局官制中改正ノ件

前述ノ如ク「アルコールノ專賣ニ關スル事  
務ヲ專賣局ヨリ燃料局ヘ移管スルト共ニ  
此ノ際同局ノ機構ヲ整備スルノ要アルニ

由リ本件ヲ以テ燃料局官制中ニ改正ヲ加  
ヘ(一)従前同局ノ所掌事務ヲ具體的ニ列擧  
セルヲ改メテ燃料ノ生産配給及消費ニ關  
スル事務ト爲シ之ニ「アルコール專賣」ニ關  
スル事務ヲ追加シ(二)同局ニ長官官房ノ外  
第一部、第二部、石炭部及酒精部ヲ置クコト  
トシ其ノ分掌事項ヲ定メ(三)同局ニ新ニ部  
長<sup>(勅)</sup>三人、書記官及理事官<sup>(勅)</sup>各若干人ヲ置  
キ技師、屬及技手各若干人ヲ増員シ竝ニ部  
長及書記官ニ振替フル爲事務官ヲ減員シ

又此等ノ職員ノ外新ニ部長一人及書記官  
二人ヲ置キ商工大臣ノ奏請ニ依リ部長ニ  
在リテハ陸海軍ノ將官ノ中ヨリ、書記官ニ  
在リテハ陸海軍ノ佐尉官ノ中ヨリ内閣ニ  
於テ之ニ補スルモノトシ現役ノ陸海軍武  
官ニシテ右ノ部長及書記官ニ專補セラレ  
タル者ハ陸軍又ハ海軍ノ定員外トシ在職  
者ニ關スル規定ヲ適用シ其ノ俸給諸給與  
ハ燃料局費ヨリ之ヲ支辨スルコトトシ部  
長、書記官及理事官ノ職務ヲ定メ(四)「アルコ

ールノ專賣ニ關スル事務ヲ分掌セシムル  
爲地方ニ酒精局ヲ置クコトトシ其ノ名稱  
位置及管轄區域ヲ定メ酒精局ニ局長ヲ置  
キ書記官、事務官又ハ技師ヲ以テ之ニ充ツ  
ルコトトシ及其ノ職務ヲ定メ(五)商工大臣  
ハ必要ト認ムル地ニ燃料局ノ研究所竝ニ  
酒精局ノ工場及出張所ヲ設クルコトヲ得  
ルモノト爲サントス

按ズルニ本案ノ四件ハ行政事務ノ能率ヲ增  
進セシムガ爲大藏、商工兩大臣間ニ所管事務ノ

移換ヲ行ヒ併セテ部局ノ構成ニ必要ナル整  
備ヲ加フルコトヲ主眼トスルモノニシテ別  
ニ支障ノ廉ヲ認メザルニ由リ此ノ儘之ヲ可  
決セラレ然ルベシト思料ス

右謹デ審査ノ結果ヲ報告ス

議長(原) 別ニ御發言ナキ故第二讀會以下ヲ省  
略シテ直ニ採決スベシ本案贊成ノ各位ノ起  
立ヲ請フ

(全員起立)

議長(原) 全會一致可決セラレタリ

○

議長(原) 次ニ

日本國「ソヴェイエト」社會主義共和國聯邦間  
漁業條約ノ效力延長ニ關スル議定書承認  
ノ件

ヲ議題ニ供ス本件ハ讀會ヲ省略シテ大體議  
ニ止メ朗讀ヲ省略シテ直ニ審査報告ヲ爲サ  
シム

報告員

(無名)

謹デ本件ヲ審査スルニ昭和三年

一月二十三日署名セラレタル日ソ兩國間漁  
業條約ハ昭和十一年五月二十七日ヲ以テ其  
ノ當初ノ八年ノ有効期間ノ滿了シタルヨリ  
以後改正條約成立セザル爲爾來年々兩國間  
ニ締結セラレタル暫行取極ニ依リ逐次其ノ  
期間ヲ延長セラレ昭和十六年十二月末日迄  
其ノ效力ヲ持續シタリ而シテ昭和十六年一  
月二十日署名ノ第六回效力延長ニ關スル議  
定書第二條ニ依レバ同年中ニ新條約ヲ締結  
スベキコトト爲リ居レルヲ以テ新ニ新條約

審議ノ爲日ソ混合委員會設置セラレ同年二月十九日以降屢々商議ヲ行ヒ他方出先使臣及モ口トフ人民委員間ニ於テモ折衝ヲ重ネタル處偶々獨ソ戰ノ勃發ニ際會シ右ノ交渉ハ中絶ノ已ムナキニ至レリ之ガ爲結局同年中ニ新條約締結ノ見込ナキニ由リ十二月ニ入り我方ヨリ新條約締結ノ交渉續行方ヲ提議スルト共ニ差當リ前回同様ノ内容ヲ有スル暫定取極締結方ヲ申入レタリソ國側ハ原則トシテ右ノ取極締結ニ關シ同意ヲ表シタ

ルモ借區料等ノ支拂方法及契約満期漁區ノ取扱ニ付兩國間ノ協議容易ニ調ハズ仍テ更ニ交渉ヲ續行シタル結果借區料等ノ支拂ハ金塊又ハ圓資金ヲ差押ヘザル國ノ外貨ニ依リ行ヒ且金塊現送ノ場合ニ於テハ之ヲ世界市場ニ輸送スル費用トシテ金塊ニ對スル四分ノ追加支拂ヲ爲スコト借受期間ノ満了シタル漁區ニ付テハ日本側ノ再競落スルニ困難ナカルベキ旨ノ口頭聲明ヲ爲スコト及其ノ他ノ條件ハ前年通りトスルコトニ漸ク意



見ノ一致ヲ見爰ニ於テ兩國政府ハ七夕ビ暫  
行措置トシテ本件議定書ヲ作成スルノ妥結  
ニ達シタリ而シテ右議定書ニ付テハ我方ハ  
漁期ノ接近シタルコト及ソ國側ガ他ノ問題  
ト牽聯セシムルヲ避クル爲署名前ニ正規ノ  
國內手續ヲ履行スルノ遑ナキヲ以テ前例ニ  
倣ヒ出先使臣ヲシテ政府ノ承認ヲ條件トシ  
テ之ニ署名セシメタリ仍テ帝國政府ハ茲ニ  
勅裁ヲ承ケテソ國政府ニ對シ右議定書承認  
ノ旨ヲ通告セントスルモノナリ

本件議定書ノ要旨ハ昭和三年一月二十三日  
署名セラレ昭和十一年五月以降累次其ノ效  
カヲ延長セラレタル日ソ兩國間漁業條約及  
其ノ一切ノ附屬文書ガ引續キ更ニ本年十二  
月三十一日迄效力ヲ保有スベキコト及本議  
定書ハ兩國政府間ニ目下交渉中ニシテ本年  
中ニ締結セラレベキ新條約ヲ以テ之ニ代フ  
ベキコトヲ協定スルニ在リ  
按ズルニ本件ハ日ソ兩國間漁業條約ノ改訂  
ガ今尚妥結ニ達セザルニ由リ前例ヲ踏襲シ

臨機ノ措置トシテ現行條約ノ效力ヲ更ニ一  
年間延長スル旨ノ暫行協定ヲ締結スル爲帝  
國政府代表者が留保ヲ附シテ署名シタル取  
極ニ承認ヲ與ヘントスルモノニシテ今回亦  
斯カル暫行措置ヲ反覆セザルヲ得ザルハ甚  
ダ遺憾トスル所ナルモ現下ノ情勢ニ鑑ミ本  
件取極ノ締結ハ蓋シ已ムヲ得ザルモノト認  
ムルノ外ナキニ由リ本件ハ此ノ儘之ヲ可決  
セラレ然ルベシト思料ス  
右謹デ審査ノ結果ヲ報告ス

十一番 兼卿 本件暫行協定が成立スルニ至リ  
タル事情ハ審査報告ノ通ナルが本條約が昨  
年中ニ締結セラレズ而モ暫行協定ノ妥結が  
今年ニ及ビタル事情及ソ聯邦當局が本件交  
渉ニ際シ示シタル態度ニ付補充的ニ説明ヲ  
加フベシ政府ハ客年締結セラレタル暫行協  
定第二條ノ規定ニ從ヒ夙ニ本條約ノ締結ヲ  
希望シ其ノ交渉ヲ進メ相當ノ進捗ヲ見タリ  
シが帝國ノ現ニ借用セル漁區全部ヲ安定セ  
シムルコトニ付テ議容易ニ決セズ幾クモナ

クシテ獨ゾ戰勃發シ遂ニ中絶ノ已ムナキニ  
至レリ其ノ後昨年末ニ至リ本條約締結ノ交  
渉再開ヲ提議スルト共ニ年内餘日少キニ至  
リタルヲ以テ他方應急的ニ暫行協定ノ締結  
ヲ提案シ直ニ交渉ニ入レルモ當時ゾ聯邦ノ  
政府機關ハ各地ニ分散シ之ガ爲彼我ノ交渉  
圓滑ヲ缺キ意外ノ時日ヲ費シタルガ遂ニ審  
査報告ニ在リタル經過ヲ以テ妥結ニ達シ夕  
リ右交渉ヲ通ジゾ聯邦當局ノ態度ヲ觀ルニ  
從來漁業交渉ニ當リテハ屢々之ニ直接關係

ナキ問題ヲ提起シ本問題ノ解決ヲ困難ナラ  
シメタル事情アリシガ今回ハ之ヲ政治問題  
トスルコトナク本交渉ノミヲ問題トシ之ガ  
合理的解決ニ努メタル如ク感ゼラレタリ帝  
國側ニ於テモ目下ノ機微ナル國際關係ニ鑑  
ミ温健ナル態度ヲ以テ交渉ニ臨メリ尚本條  
約ノ交渉モ成ルベク速ニ取運ビタキ所存ナ  
リ  
三十一番 (深井) 借區料等ノ支拂ハ金塊又ハ圓  
資金ヲ差押ヘザル國ノ外貨ニ依リ行フモノ

トセラレタルが從來ノ支拂方法ト異ルモノ  
ナルカ若シ然リトセバ之ヲ以テ世界的通貨  
問題ノ趨勢ヲ察スルニ足ルト思料シ敢テ質  
問スル次第ナリ

十一番 （兼纏） 借區料其ノ他ニ對スル支拂方法

ハ從前ト異ル所ナシ唯我國漁業者ニ依リ朝  
鮮銀行東京支店內ソ聯邦國立銀行特別勘定  
ニ拂込マレタル圓貨ニ付ソ側ガ自己ノ希望  
ニ依リ之ヲ金塊トシテ外國ニ送出セントス  
ル際世界市場ヘノ輸送費用トシテ四分ヲ附

加スルコトト爲レルナリ

三十一番 （深井） 御説明ノ場合ニ於テ圓貨ト金

塊トノ交換比率ハ如何ナル基準ヲ以テセン  
トスルカ

十一番 （東郷） 千九百四十一年六月三十日即チ

在英米帝國資産凍結前日ノ紐育ニ於ケル金  
ノ價格及圓ノ爲替相場ニ基キ換算スルモノ  
トシテ協議セリ

三十一番 （深井） 金塊ノ輸送費用ヲ四分ト定メ  
タル根據如何尚米國ニ依ル帝國資産ノ凍結

前帝國ヨリ米國ニ金塊ヲ送出シタル場合ノ  
輸送費用ハ幾クナリシカ又最近泰國及佛印  
ニ對シ帝國ヨリ送金ノ事實アリトセバ之ガ  
輸送費ハ何レガ之ヲ負擔シ且其ノ金塊ニ對  
スル比率ハ如何程ナリシカ  
十一番 (東洋) ソ聯邦ハ本件交渉ニ當リ當初金  
塊ノ輸送費用ヲ一割二分ト申出タルガ結局  
四分ニ妥協シタルモノニシテ之ガ標準ニ確  
タル根據ナシ  
十三番 (實業) 戰爭前米國ニ金塊ヲ輸送シタル

際ハ三分ノ輸送費ヲ要セリ近時危險増大セ  
ルニ鑑ミ四分ハ必ズシモ高カラザルモノト  
思料ス

委員

原巳

泰國及佛印ニ對シテハ昨年來相當

ノ支拂ヲ爲セルガ佛印ニ付テハ現實ニ送金  
セズ全部ヲ其ノ所有トシテ帝國內ニ保管シ  
泰國ニ付テハ大部分ハ帝國內ニ保管セルモ  
一部之ヲ現送セリ輸送料ハ帝國側ニ於テ之  
ヲ負擔シ輸送費用ノ金塊ニ對スル比率ハ大  
體ニ於テソ聯邦ニ對スルト同様ナリ

議長(原) 三十一番ニ注意ス時間モ相當經過シ  
タレバ質問ハ本案ニ直接關係アル事項ニ限  
ラレタシ

三十一番(深井) 御注意ノ廉諒承セリ「ソ」側ニ於  
テ圓貨ヲ外貨ニ兩替スルコトヲ要求セル場  
合其ノ相場ハ如何ニシテ之ヲ定メントスル  
カ

十一番(東郷) 瑞西瑞典等圓資金ヲ差押ヘザル  
國ノ通貨ニ兩替スル場合ハ現實ノ問題トシ  
テハ殆ド豫想セラレザル所ニシテ本案ノ交

渉ニ際シテモ之ガ具體的措置ニ付協議セラ  
レタル所ナシ

議長(原) 他ニ御發言ナキ故第二讀會以下ヲ省  
略シテ直ニ採決スベシ本案賛成ノ各位ノ起  
立ヲ請フ

(全員起立)

議長(原) 全會一致可決セラレタリ  
本日ハ之ニテ閉會ス

聖上入御

機密院

(午前十二時閉會)

議長 原 嘉道

書記官長 堀江 季雄

書記官

諸橋 襄

高辻 正巳

勅令第 號

特許局官制中左ノ通改正ス

第一條中「商工大臣」ヲ「内閣總理大臣」ニ改ム

第二條中「事務官 專任二十三人」ヲ「事務官 專任二十四人」ニ、

「技師 專任百十一人」ヲ「技師 專任百二十人」ニ、

「屬 專任八十人」ヲ「屬 專任七十八人」ニ、

「技手 專任七十四人」ヲ「技手 專任七十二人」ニ改ム

第四條中「商工大臣」ヲ「技術院總裁」ニ改ム

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

勅令第 號  
陸軍省官制中左ノ邊改正ス  
第四條 削除  
第九條第一號中「及賜金」ヲ「賜金及扶助金」ニ改メ同條第五號ヲ  
左ノ如ク改ム



五 軍人援護、職業補導其ノ他厚生ニ關スル事項

第十三條中「及馬政課」ヲ「馬政課及獸醫課」ニ改ム

第十七條 馬政課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 軍馬政ノ基本ニ關スル事項
  - 二 軍馬ノ供給、飼養、管理及検査ニ關スル事項
  - 三 地方馬ノ調査、検査及徵發ニ關スル事項
  - 四 馬政局ニ關スル事項
  - 五 軍犬ニ關スル事項
  - 六 軍馬及其ノ他ノ輓駄用軍用動物ノ海外資源ニ關スル事項
- 第十七條ノ二 獸醫課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
- 一 獸醫部ノ勤務及教育並ニ蹄鐵術ノ教育ニ關スル事項

二 軍用動物ノ衛生及裝蹄ニ關スル事項

三 獸醫部ノ戰時諸規則ニ關スル事項

四 獸醫資材ノ整備、補給及検査ニ關スル事項

五 獸醫資材ノ調査、研究及審査ニ關スル事項

六 獸醫資材ノ製造及貯藏ノ設備ニ關スル事項（築設及管理ヲ除ク）

七 獸醫資材ノ工業ノ指導、補助及監督ニ關スル事項（監査課所掌  
ノモノヲ除ク）

第二十八條中第五號ヲ削リ第六號ヲ第五號トシ以下順次一號ツツ繰上

グ

第三十二條第一號中「陸軍司法事務官及陸軍法務官以下」ヲ「法務部」

ニ改メ同條ニ左ノ一號ヲ加フ

五 法務部ノ戰時諸規則ニ關スル事項

附表中「事務官 專任 五」ヲ「理事官 專任 五」ニ改メ兵務局ノ  
 項ヲ左ノ如ク改ム

兵務局		長 中少將 一	
兵務課	長	兵料大中佐	一
兵備課	長	兵料大甲佐	一
防衛課	長	兵料大中佐	一
馬政課	長	兵料大中佐	一
獸醫課	長	獸醫大中佐	一
課員		兵料中少佐	四
		獸醫中少佐	一
		兵料少佐大尉	三

同表中經理局ノ項ヲ左ノ如ク改ム

經理局		長 主計中少將 一	
主計課	長	主計大中佐	一
監査課	長	主計大甲佐	一
衣糧課	長	主計大中佐	一
建築課	長	主計大中佐	一
課員		主計中少佐	六
		主計大尉	四
		建技中少佐大尉	一

同表中法務局ノ項ヲ左ノ如ク改ム

法務局	長 法務中少將 一	局員	法務大中少佐大尉
			三

同表備考第三號中「勅任ノ」ヲ削リ「兼任」ヲ「兼勤」ニ改メ同表備考第四號中「兵料佐尉官ヲ以テ」ノ下ニ「主計佐尉官ハ建技佐尉官ヲ以テ、建技佐尉官ハ主計佐尉官ヲ以テ」ヲ、同表備考第八號中「當分ノ内」ノ下ニ「獸醫課長、」ヲ加フ

附 則

本令ハ昭和十七年四月一日ヨリ之ヲ施行ス  
 本令施行ノ際現ニ陸軍事務官ノ職ニ在ル者別ニ辭令ヲ發セラレザルト  
 キハ陸軍理事官ニ同官等俸給ヲ以テ任セラレタルモノトス

勅令第 號

海軍省官制中左、通改正ス

第四條 削除

第九條、四中「及第三課」ヲ、「第三課及第四課」ニ改ム

第九條、六<sup>中</sup>第七<sup>中</sup>乃至第九<sup>中</sup>號ヲ削ル

第九條ノ八 兵備局第四課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 勞力ノ需給調整ニ關スル事項

二 國家總動員法ニ依ル徵用ニ關スル事項

三 其ノ他勞務一般ニ關スル事項

第十八條 醫務局ニ第一課及第二課ヲ置ク

第十九條 醫務局第一課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 專醫科、藥劑科及齒科醫科士官以下ノ本務ニ關スル事項

二 給養衛生ノ教育ニ關スル事項

三 治療品ニ關スル事項

第二十條 醫務局第二課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 軍人ノ體格及體力ニ關スル事項

二 警察衛生、調査及企畫ニ關スル事項

三 恩給診断ニ關スル事項

第二十五條第三號中「司法事務官、法務官」ヲ「法務科士目」ニ改メ、同條左ノ一號ヲ加フ

四 民事司法、教育ニ關スル事項

第二十六條中「陸務局及」ヲ削ル

別表陸務局、項中  
「中少佐 一九  
機關(内兼務) 二」  
ヲ  
「中少佐 二〇  
機關(内兼務) 三」  
ニ、同表兵

備局、項中  
第三課 一長 大中佐

第三課	長	大中佐
第四課	長	機關大中佐 主計大中佐

「中  
機關(内兼務一) 三  
少佐(内兼務一) 四  
」  
「中  
機關(内兼務一) 四  
少佐(内兼務一) 五  
」  
二、同表人事局ノ項中「機關中

少佐 一「ヲ」機關中少佐 二「ニ」同表軍需局ノ項中「機關中少佐

六「ヲ」機關中少佐 七「ニ」同表醫務局ノ項中

局	軍醫大中佐	一
員	軍醫中少佐(内兼務一)	六
局	軍醫大中佐	一
員	軍醫中少佐(内兼務一)	六
局	藥劑科佐官	二

局	軍醫大中佐	一
員	軍醫中少佐(内兼務一)	六
局	軍醫大中佐	一
員	軍醫中少佐(内兼務一)	六
局	藥劑科佐官	二

二、同表經理局ノ項中

「主計中少佐(内兼務一) 八」ヲ「主計中少佐(内兼務一) 二」ニ、同表法務局ノ項中「長

一「ヲ」長 法務中少將 一「ニ」司法事務官專任 三「ヲ」法務中少佐 三

ニ改ム

同表中「事務官 専任 八」ヲ「理事官 専任 一〇」ニ、

「屬 一四二」ヲ「屬 一  
技手 六」ニ改ム

六八  
五」ニ、「合計 三百二十七人」ヲ「合計 三百六十六人」ニ改ム

同表備考第五號中「勅任ノ」ヲ削リ「兼任」ヲ「兼務」ニ改ム

同表備考第七號ヲ削ル

附 則

本令ハ昭和十七年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行ノ際現ニ海軍事務官ノ職ニ在ル者別ニ辭令ヲ發セラレザル  
トキハ海軍理事官ニ同官等俸給ヲ以テ任セラレタルモノトス

勅令第 號

第一條 左ニ掲グル勅令ハ之ヲ廢止ス

陸軍法務官及海軍法務官任用令

陸軍司法事務官及海軍司法事務官特別任用令



陸軍法務官及海軍法務官懲戒令

第二條 文官任用令中左ノ通改正ス

第五條第一項第四號中「陸軍法務官若ハ海軍法務官、」ヲ削ル

第三條 陸海軍監獄官特別任用令中左ノ通改正ス

第一條 陸海軍ノ監獄長ハ左ノ各號ノ一ニ掲グル官ニ在リタル者ヨ  
リ之ヲ任用スルコトヲ得

一 陸軍法務部將校又ハ海軍法務科士官

二 陸軍兵科將校又ハ海軍將校

三 陸軍主計將校又ハ海軍主計科士官

第三條第三號ヲ左ノ如ク改ム

三 陸海軍ノ下士官

附 則

本令ハ昭和十七年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行前陸軍法務官又ハ海軍法務官ノ職ニ在リタル者ハ文官任用令  
及陸海軍監獄官特別任用令ノ改正規定ニ拘ラズ仍従前ノ例ニ依リ之ヲ  
任用スルコトヲ得